

令和2年6月4日

保護者様

大阪市立田中小学校
校長 民辻 善昭

新型コロナウイルス感染症における出席停止基準等の改定について

平素は、本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、この度学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの改訂により、出席停止基準等の変更がありましたのでお知らせさせていただきます。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○ 児童の出席停止等の考え方

【1】児童（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

*ただし、同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも濃厚接触者扱いとする。

【出席停止の期間】

① 感染の場合 開始日：感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき

② 濃厚接触の場合 開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）

終了日：症状が出なければ、保健所等に指示された期間

→めやすは2週間です。

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

⇒ 検査で本人が陰性と判明すれば、保健所等の指示する期間

【2】児童の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止の期間】

区保健福祉センター等と相談のうえ、出席停止とするか否かを、期間も含め個別に対応

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「【1】」へ

【3】児童（本人）もしくは同居家族に発熱等かぜ症状が見られる場合

【出席停止の期間】

① 本人もしくは同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

※症状が続けば、新型コロナ受診相談センターへ要相談

② 症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、保健所等の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば【1】へ

裏面もご覧ください。